

# グループホームめだかの学校 重要事項説明書

(R7年9月現在)

## 1 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とします。

### 基本理念

1. 利用者が安心して家庭的な雰囲気の中で共同生活を送れる環境を提供し、残存能力を少しでも高め、活用できるよう専門スタッフにより援助支援していきます。
2. スタッフは、利用者の尊厳を大切に、介護への理解と知識や技術を高めると共に共同生活して精神面での見守り援助します。
3. 利用者の家族との信頼関係を保ち、安全に配慮しながら生活を行い、地域との交流を積極的に行っていきます。
4. 利用者にあった介護プランを作成し、医療機関との連携をはかり援助していきます。

## 2 施設の内容

### (1) 当ホームの内容等

事業所名	グループホーム めだかの学校
介護保険事業者番号	1970200091
所在地	山梨県山梨市三ヶ所937-2
管理者氏名	小林 明日香
電話	0553-22-1131
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護（介護予防） 認知症対応型共同生活介護
サービス提供地域	山梨市
入居定員	9名

### (2) 当ホームの職員体制

	資 格	人員数	業 務 内 容
管理 者		常勤 1名（兼務）	管理統括
計画作成担当者	ケアマネージャー	非常勤 1名（兼務）	対象者の介護計画
介護職員		常勤換算 3名以上 常勤 2以上 非常勤 2以上	介護

※職員の勤務体制について：日中 3名以上・夜間 1名

### (3) 設備の概要

① 建物構造・面積	木造平屋建て	189.22m <sup>2</sup>
② 居室	ダイニングフロア	34.78m <sup>2</sup>
	居室	8.28m <sup>2</sup>
③ トイレの数	3ヶ所	
④ その他	事務室・浴室・洗面・倉庫	

### 3 サービスの内容

- 食事の提供
- 入浴の介助
- 生活相談
- 健康管理
- 金銭の管理
- その他日常生活全般の介助

### 4 料金

#### ① 基本分（介護保険負担割合証に応じた負担割合があります）

状態区分	1日当たりの自己負担分
要介護1	765 円
要介護2	801 円
要介護3	824 円
要介護4	841 円
要介護5	859 円
要支援2	761 円

初期加算 30円／日 入所後30日以内に限る

介護職員等処遇改善加算

所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数) × 17.8%

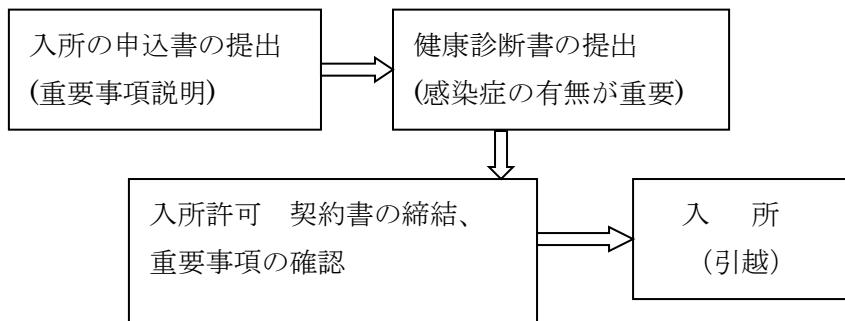
(月額・単位円)

敷 金	20万円 (入所時預かり・退所時に修繕費等控除後返金)
家 貸	50,000円
食 費	35,000円
管理費	20,000円 (光熱水費及び日用品費)

※入院中及び外泊時に食費減額致します。(日割り)

その他	利用者占有部分備品使用料 (例 貸与したTV等)
	レクリエーション 材料費他実費相当
	行政手続き代行 交通費等実費相当
	洗濯代 (私物) 実費 (原則本人洗濯、希望者は委託業者と直接契約)
	おむつ代実費 理美容代 実費 (委託業者)

## 5 入退所の手続き



入院された場合 3ヶ月にて継続入居の確認を行います。

自己都合にて退去の場合は 1ヶ月前に申し出て下さい。

逝去・介護度変更の場合は、荷物の搬出、部屋の明け渡しをもって退居とします。

## 6 ホーム利用の留意事項

- ・ 面会

原則として午前9時から午後5時までの間で可能です。

- ・ 外出・外泊

事前届け出により可能です。

- ・ 金銭管理

書面にて申し込みにより可能です。

- ・ 持ち込み品

事前に書面にて届け出をしてください。

- ・ 宗教

他人を勧誘する事は禁止します。

- ・ その他

ホームの規則に従って頂きます。

嗜好品について、ホーム利用者に迷惑がかからない範囲とします。

## 7 緊急時の体制

緊急時には、協力病院等の手配を職員が行います。さらに急を要する場合は119通報により対応するとともに保護者へ連絡致します。

協力医療機関

ひかりの里クリニック (内科・外科・整形外科) 甲斐市宇津谷 1111

廣瀬医院 (内科) 山梨市三ヶ所 1141

加納岩総合病院 山梨市上神内川 1309

緊急連絡先	氏名	関係	住所	電話

## 8 非常災害対策

職員の指示に従って、行動して頂きます。

避難場所は、後屋敷小学校です。

## 9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・市町村・関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

## 10 守秘義務に対する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。ただし緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12 サービスについての苦情等

当ホームのサービスに関する利用者及び家族からの苦情・要望・相談は下記により受け付けています。

### ①当ホームの苦情対応

担当 小林 明日香 電 話 0553-22-1131

受付時間 午前9時～午後5時

### ②市町村の苦情窓口

山梨市役所 介護保険担当 電 話 0553-22-1111

③山梨県国民健康保険団体連合会 電 話 055-223-2111

④山梨県社会福祉協議会運営適正化委員会 甲府市北新1-2-12 電 話 055-220-3030

### ※苦情処理第三者委員

氏名 今村 繁子 電 話 0551-28-3669

氏名 斎藤美佐江 電 話 055-228-6888

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのつていただける委員です。

13 福祉サービス第三者評価の実施状況について

第三者評価の有無 有り

第三者評価の開示状況 有り

14 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた身心の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 ひかりの里 (山梨県甲斐市宇津谷1103)

所在地 山梨県山梨市三ヶ所 937-2

名 称 グループホーム めだかの学校

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から (介護予防) 認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人及び連帯保証人

住所

氏名 印